

○職員手当の状況 (令和5年4月1日現在)

- ・**期末手当・勤勉手当** ※国の制度と同じ。  
1人あたり平均支給額 (令和4年度) : 140万9千円  
令和4年度支給割合  
・期末手当 : 2.40月分 (1.35月分)  
・勤勉手当 : 2.00月分 (0.95月分)  
※ ( ) 内は再任用職員の支給割合です。  
※ 職制上の段階・職務の級等による加算措置あり。

- ・**退職手当** ※国の制度と加算措置が一部異なる。  
1人あたり平均支給額 (令和4年度)  
・自己都合 : 760万2千円  
・勸奨・定年 : 2,024万8千円

支給率	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分

※その他の加算措置 : 定年前早期退職特別措置  
2~20%加算(国は2~45%加算)

- ・**地域手当 (普通会計)**

支給実績 (令和4年度決算)	1億5,658万5千円
支給対象職員1人あたり 平均支給年額 (令和4年度決算)	273,272円
支給対象地域	市内全域
支給率	7.5%
支給対象職員数	584人
国の制度 (支給率)	10%

※普通会計とは、国民健康保険事業・介護保険事業等の特別会計と水道事業・下水道事業の企業会計を除いたものをいいます。  
※一般行政職とは、特別職(市長・議員等)・技能労務職・消防職・教育職などを除いた職員をいいます。

- ・**扶養手当** ※国の制度と同じ。

内容	支給実績
・子 : 10,000円 ・子以外 : 6,500円 (部長級は3,500円) ・満16歳の年度初めから 満22歳の年度末までの子 : 1人につき5,000円加算	4,501万9千円 (支給職員1人あたり 平均支給年額 : 225,095円)

- ・**住居手当** ※国の制度と同じ。

内容	支給実績
・借家 : 最高支給限度額28,000円	3,451万8千円 (支給職員1人あたり 平均支給年額 : 271,795円)

- ・**通勤手当** ※国の制度と同じ。

内容	支給実績
・交通機関利用者 : 最高支給限度額55,000円 ・交通用具利用者 : 2km以上5kmごとに設定	4,357万9千円 (支給職員1人あたり 平均支給年額 : 89,668円)

- ・**時間外勤務手当 (普通会計)**

区分	令和3年度	令和4年度
支給総額	8,812万8千円	9,669万1千円
職員1人あたり支給年額	230,702円	249,204円

- ・**特殊勤務手当 (普通会計) (全職種)**

支給実績 (令和4年度決算)	2,212万8千円
支給対象職員1人あたり 平均支給年額 (令和4年度決算)	433,882円
職員全体に占める手当支給職員の割合	8.9%
手当の種類 (手当数)	4

## 勤務時間 その他の勤務条件の状況

- 勤務時間**  
・月~金曜 (休日・祝日を除く) 8時30分~17時15分  
うち休憩時間1時間、1日7時間45分勤務 (本庁などの場合。一部出先機関(クリーンセンター等)を除く)
- 年次有給休暇**  
・1年につき20日付与 (現年付与分のみ翌年に繰越可能)。  
・令和4年度 平均取得日数 : 10.2日
- 特別休暇の種類など**  
ドナー休暇・ボランティア休暇・子の結婚休暇・結婚休暇・不妊治療休暇・産前休暇・産後休暇・生理休暇・育児時間休暇・育児参加休暇・配偶者の出産休暇・忌引休暇・夏季休暇・リフレッシュ休暇・妊娠通勤緩和休暇・子の看護休暇・病気休暇・介護休暇

## 研修の状況 (令和4年度実施内容)

- ・**奈良県市町村職員研修センター実施分**  
【一般研修】78人 : 各種階層別研修 (新規採用職員・中堅職員・係長・課長補佐級・課長級・再任用職員)  
【専門研修】34人 : 滞納整理実務研修/契約事務研修/補助事業執行事務適正化研修/パソコン研修/文書作成力向上研修等
- ・**その他派遣研修7人** : 民間企業派遣研修/市町村職員中央研修所研修/全国市町村国際文化研修所研修
- ・**独自研修265人** : 手話研修/新規採用職員研修/接遇研修/メンタルヘルス研修/自殺予防対策研修/ハラスメント防止研修/人権研修

## 福利厚生などの状況

職員の厚生制度として、地方公務員法第42条の規定にもとづき、大和郡山市職員共済組合を設置し、職員の元気回復、その他厚生に関する事業を行っています。  
この職員共済組合は、職員の会費 (毎月の給料月額に1000分の5を乗じた額) で運用されています。  
また、職員の共済制度は地方公務員等共済組合法にもとづき、職員と市が分担拠出する財源により、短期給付事業 (医療関係等)、長期給付事業 (年金関係)、福祉事業 (人間ドッグ事業等) を行っており、厚生年金・国民年金・健康保険・国民健康保険と同様に社会保険制度の一環とされています。

## 公務災害補償・利益の保護の状況

- 公務災害補償の概要**

公務上、通勤途上の災害により、負傷または死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。

公務災害	傷病 : 12 死亡 : 0
通勤災害	傷病 : 1 死亡 : 0 (令和4年度実績)

- 公平委員会の状況**

業務の種類	件数
勤務条件に関する措置の要求	0件
不利益処分に関する不服申し立て	0件
苦情の処理	1件